宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年８月20日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①富士通ホーム＆オフィスサービス株式会社　②神奈川県知事(12)9716号　③代表取締役　髙須恵一　④神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番５号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番５号　富士通ホーム＆オフィスサービス株式会社　代表取締役　髙須恵一